

前 文

国土利用計画裾野市計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的とし、裾野市の区域における土地の利用に関して必要な事項を定めるものである。

この計画は、国土利用計画全国計画及び国土利用計画静岡県計画を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく第4次裾野市総合計画基本構想（平成22年12月）に即して作成したものである。

なお、この計画は、将来における社会・経済情勢の変化に対応し、適切な検討を加えて、必要に応じて見直しを行うものとする。